

和歌山県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		7.5E-4	2.5E-1	4.8E+1	48.4
64	エトフェンプロックス	1.5E+1	2.2E+1	3.8E+0	2.2E+1	63.1
117	テブコナゾール				3.9E+0	3.9
139	トラロメトリン			6.9E+0	1.9E+0	8.9
140	フェンプロパトリン			2.4E+0		2.4
153	テトラメトリン	1.3E+2	3.7E+0	1.2E+2	1.1E-1	258.5
181	ジクロロベンゼン	2.5E+2	3.0E+2			552.2
225	トリクロルホン		6.5E+0			6.5
248	ダイアジノン		9.7E-1			1.0
251	フェニトロチオン		1.8E+2	2.0E+0	9.3E-2	183.9
252	フェンチオン	3.1E+0	9.3E+1			96.2
256	デカン酸				4.3E+0	4.3
350	ベルメトリン	9.0E+0	5.0E+1	9.2E+0	6.5E+1	134.1
405	ほう素化合物		6.2E-1	1.1E+1	2.7E+0	14.5
427	カルバリル			9.2E+1		91.9
428	フェノプカルブ			6.8E+1	1.8E+2	244.6
457	ジクlorルボス	6.1E+1	8.4E+2			903.3
合 計		4.7E+2	1.5E+3	3.2E+2	3.3E+2	2617.6

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等